

障がい者の相談・生活を支援する

障害者生活支援センター

4月2日から業務を開始します

障害者生活支援センターの目的

障害者自立支援法に規定する相談支援事業を実施するもので、障がい者やその家族等からの相談に応じて必要な情報を提供することや、日常生活上の必要な援助を行うことにより、障がい者の自立と社会参加を促進することを目的としています。

事業の内容

障害者生活支援センターでは次のような事業を実施します。
福祉サービスの利用援助
 介護相談や、ホームヘルプ等の福祉サービス情報の提供、障害者年金や障害者手当などの利用助言、申請の援助を行います。
社会資源を活用し、自立に向けた支援
 福祉機器等の利用助言や指導、住宅に関する相談、買い物やイベントなどの生活情報の提供、身だしなみや健康管理、家事などの指導・助言、パソコン教室や陶芸教室など、趣味や社会参加活動に関する支援を行います。
権利擁護等に関する支援
 権利擁護事業や成年後見制度の利用に関する支援を行います。
ボランティア活動支援
 ボランティア情報の提供やボランティアの活動を支援します。
その他
 ピアカウンセリングや学習会の開催、



日常生活の援助などを行なう障害者生活支援センター

地域との交流、障がい者等の活動の場として利用できます。
 各事業の詳細については、支援センターへお問い合わせ下さい。

利用時間

・月曜日～金曜日
 午前8時30分～午後6時
 ・土曜日
 午前8時30分～午後3時
 日曜・祭日は休館になります。電話での相談は24時間受け付けます。利用時間は、実施する事業の内容により変更する場合があります。

指定管理者による運営

障害者生活支援センターの運営は、公募により選定された指定管理者（社会福祉法人東北報公会）が行います。4月2日午後1時30分から開所式を行い、業務を開始します。
 出前相談も行います。どうぞ、お気軽にご利用下さい。

お問い合わせ

北秋田市障害者生活支援センター
 住所 北秋田市宮前町9 67
 ☎ 60 1150
 北秋田市福祉事務所福祉課
 ☎ 62 1113

本文では、「障害」のイメージがわからなくなるように、法律その他の固有名詞を除き「障がい」を「障がい」と表記しています。

団体の皆さんの活動を応援します

北秋田市市民提案型まちづくり事業補助金

北秋田市では、行政主導のまちづくりから、行政と地域社会及び市民が協働し、地域課題を解決する市民協働のまちづくりを進めています。この補助金は、そうしたまちづくりを進める一環として、市民団体が自主・自発的に行う、北秋田市のまちづくりに役立つ事業に対して、事業費の一部を補助するものです。創意工夫を活かした提案をお待ちしています。

補助の対象

補助対象となる経費は、事業実施に必要な経費で、団体の事務局経費は対象となりません。

実施する事業の要件

市民の福祉の向上及び利益につながる、公益上の必要性が認められる事業で、次の要件を満たさなければなりません。

市内で実施される事業であること。
 北秋田市の財源による他の補助金等の対象となっていない事業であること。
 事業の実施計画及び収支計画が明確であること。
 平成19年6月から平成20年3月末日までの間に実施する事業であること。

補助を受ける団体の要件

会員が原則5人以上で構成される団体です。
 法人会員の場合は1法人：1人で計算します。

補助額

補助額は、左記の から までのうちで最も低い額とします。
 1 事業当たり、補助対象経費総額の50%以内
 補助対象経費の総額から事業収入（入場料、売上金、協賛金等）を差し引いた額
 100万円（ただし、下限を5万円とします。）

審査機関

市民、学識者等で構成する第三者機関「北秋田市市民提案型まちづくり事業補助金評価市民委員会」で行います。

審査方法

応募書類により審査し、交付の優先順位等を決定します。公開プレゼンテーションを実施する予定です（開催日は、応募団体に通知します）。

市民提案型まちづくり事業補助金の審査委員を募集します

「北秋田市市民提案型まちづくり事業補助金」に応募された事業等について審査する機関「評価市民委員会」を設置します。委員は5人以内で、このうち2人の委員を募集します。審査・評価いただいた結果を基に市長が補助金を交付する団体を選考します。

お問い合わせ

応募する団体は、締切日までに提出書類を受付窓口（企画部総合政策課：本庁舎2階）へご持参ください。
 北秋田市役所 企画部総合政策課
 ☎ 62 6606

申し込み

平成19年4月2日から5月10日まで
 提出書類の提出先は、締切日までに提出書類を受付窓口（企画部総合政策課：本庁舎2階）へご持参ください。提出書類の様式を含む募集要項は、受付窓口にご請求くださるか、市ホームページからダウンロードできます。

委員の任期

委員の日から2年
 応募要件
 1 市内に在住若しくは在勤する方
 2 まちづくり事業について公平に判断いただける方
 3 平日の昼間に開催する委員会に出席が可能な方

お問い合わせ
 電話・FAX・郵便等で応募いただけます。応募の際は、氏名・住所・年齢・性別・電話番号をお知らせください。
 〒018-3392
 北秋田市花園町19番1号
 北秋田市役所
 企画部総合政策課
 ☎ 62-6606
 FAX 63-2586
 （総合政策課宛）

審査の内容

応募書類等により、審査し、補助金交付の優先順位等を決定していただきます。
 応募期限
 4月25日（必着）
 応募方法・応募先
 応募者多数の場合は抽選により決定します。結果は本人あてに通知します。

